

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	妊産婦・乳児健康診査費助成申請名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイル の利 用 目 的	妊産婦・乳児健康診査費助成のため	
記 録 項 目	1氏名、2生年月日、3年齢、4住所、5口座番号	
記 録 範 囲	妊産婦及び乳児	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人から収集	
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 その 旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	養育医療費給付申請者名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	養育医療費給付のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄、6親族関係、7電話番号、8保険証、9個人番号	
記録範囲	出生後ただちに指定医療機関に入院し、医師が入院養育を必要と認めた児	
記録情報の収集方法	本人・医療機関医師から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	成人検診（一般、結核・肺がん、大腸がん、胃がん、子宮頸がん、乳がん、肝炎、前立腺、骨密度）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	成人検診を受診の際の問診及び、事後指導のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7検診年月日、8検診項目、9医療機関名、10検査結果、11職歴、12健康状態、13病歴、14妊娠・出産	
記録範囲	成人検診受診者	
記録情報の収集方法	本人からの問診票 検診業者・医療機関からの検診結果	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	特定不妊治療に係る先進医療費助成・不育症治療費等費用助成申請者名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	特定不妊治療、特定不妊治療と併用して受けた先進医療の治療及び不育症治療等の費用助成の申請者管理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6本籍、7続柄、8親族関係、9戸籍の身分事項、10電話番号	
記録範囲	特定不妊治療・特定不妊治療と併用して受けた先進医療の治療・不育症治療等を行う夫婦	
記録情報の収集方法	本人・医療機関から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	赤ちゃん相談票	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	発育、発達などの健康状態の把握のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6家庭生活の状況、7健康状態、8病歴・障害、9保育環境、10成育歴・受診歴、11妊娠・出産の経過、12特徴	
記録範囲	本人及びその家族	
記録情報の収集方法	本人及びその家族、職員、他課、他市町村から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	赤ちゃん相談経過観察者	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	赤ちゃん相談事後フォローのため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6家庭生活の状況、7健康状態、8病歴・障害、9保育環境、10成育歴・受診歴、11妊娠・出産の経過、12特徴	
記録範囲	本人及びその家族	
記録情報の収集方法	本人及びその家族、職員、他課、他市町村から	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	2歳児歯科健診	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	受診票発送等の該当者把握、該当者の歯と口腔の健康状態記録及び健康づくり支援のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家庭生活の状況、7健康状態、8病歴	
記録範囲	当該年度内に2歳6か月に達する者	
記録情報の収集方法	本人から収集 保護者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児歯科健康診査事後指導（はみがき相談）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	通知書発送等の該当者把握、該当者の歯と口腔の健康状態記録及び健康づくり支援のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家庭生活の状況、7健康状態	
記録範囲	2歳児	
記録情報の収集方法	本人から収集 保護者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	5歳児健診	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	発育、発達などの健康状態の把握のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6国籍、7続柄、8親族関係、9電話番号、10家庭生活の状況、11職業、12成育歴・受診歴、13健康状態、14病歴、15妊娠、16出産、17障害、18容姿、19特徴、20保育環境	
記録範囲	5歳児及びその家族	
記録情報の収集方法	本人、家族及びスタッフ、他課、他市町村、公共団体から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	たんぼぼ教室	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	参加者の出欠や参加状況、アレルギー等の健康状態や今後の方針を記録するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7特徴	
記録範囲	たんぼぼ教室参加者とその家族	
記録情報の収集方法	本人の家族及び他市町村など	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	3歳児健康診査	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイル の利 用 目 的	発育、発達などの健康状態の把握のため	
記 録 項 目	1氏名、2性別、3生年月日、年齢、4住所、5国籍、6続柄、親族関係、 7電話番号、8家庭生活の状況、9職業、職歴、10健康状態、11成育歴・受 診歴・病歴12妊娠、出産、13障害、14容姿、特徴、15保育環境	
記 録 範 囲	3歳児及びその家族	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人、家族及びスタッフ、他課、他市町村、公共的団体から収集	
要配慮個人情報 が含まれるときは、 その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	3歳児健康診査経過観察者	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	3歳児健診事後フォローのため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、年齢、4住所、5国籍、6続柄、親族関係、7電話番号、8家庭生活の状況、9職業、職歴、10健康状態、11成育歴・受診歴・病歴、12妊娠、出産、13障害、14容姿、特徴、15保育環境	
記録範囲	3歳児健診経過観察者	
記録情報の収集方法	本人、家族及びスタッフ、他課、他市町村、公共的団体から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児健診	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	発育、発達などの健康状態の把握のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、年齢、4住所、5国籍、6続柄、親族関係、7電話番号、8家庭生活の状況、9職業、職歴、10健康状態、11病歴・成育歴・受診歴、12妊娠、出産、13障害、14容姿、特徴、15保育環境	
記録範囲	3歳児及びその家族	
記録情報の収集方法	本人、家族及びスタッフ、他課、他市町村、公共的団体から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	1 歳6か月児健診経過観察者	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	1 歳6か月健診事後フォローのため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、年齢、4住所、5国籍、6続柄、親族関係、7電話番号、8家庭生活の状況、9職業、職歴、10健康状態、11病歴・受診歴・成育歴、12妊娠、出産、13障害、14容姿、特徴、15保育環境	
記録範囲	1 歳6か月児健診経過観察者	
記録情報の収集方法	本人、家族及びスタッフ、他課、他市町村、公共的団体から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	こころの発達相談	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	相談者の相談経緯や内容・今後の方針を記録するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7家庭生活の状況、8家庭生活の状況、9健康状態、10病歴、11障害、12特徴	
記録範囲	こころの発達相談予約者とその家族	
記録情報の収集方法	本人、保護者からの聞き取り、他市町村からの情報提供など	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	心理相談	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	相談者の相談経緯や内容・今後の方針を記録するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7家庭生活の状況、8家庭生活の状況、9健康状態、10病歴、11障害、12特徴	
記録範囲	心理相談予約者とその家族	
記録情報の収集方法	本人、保護者からの聞き取り、他市町村からの情報提供など	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	ことばの相談室事業（調査書・相談及び指導記録・健診事後面接記録等）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	ことばの発達相談及び指導に関わる情報収集記録	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6続柄、7親族関係、8電話番号、9家庭生活の状況、10健康状態、11病歴、12妊娠、13出産、14障がい、15容姿、16特徴	
記録範囲	相談者（児）及びその家族	
記録情報の収集方法	本人、他課、外郭団体、公的団体、民間、保護者、スタッフから収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	成田市成人歯科検診	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	受診者の歯と口腔の健康状態記録、健康づくり支援及び健康増進法実績報告のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4電話番号、5健康状態、6病歴	
記録範囲	19歳以上	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	歯科健康相談	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	利用者の歯と口腔の健康状態記録、健康づくり支援及び健康増進法実績報告のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6職業・職歴、7健康状態、8病歴	
記録範囲	相談者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	訪問歯科事業（指導・診療）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	利用者の歯と口腔の健康状態記録、健康づくり支援及び健康増進法実績報告のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5続柄・親族関係、6電話番号、7家庭生活の状況、8職業・職歴、9健康状態、10病歴、11障害、12介護認定状況	
記録範囲	在宅で寝たきりのため、歯科受診が困難な者等	
記録情報の収集方法	本人から収集 他課、外郭団体・公共的団体、民間、家族・介護者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	フッ化物むし歯予防事業	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	通知書発送等の該当者把握、該当者の歯と口腔の健康状態記録及び健康づくり支援のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7家庭生活の状況、8健康状態	
記録範囲	4歳児	
記録情報の収集方法	本人から収集 保護者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	がん患者ウィッグ及び胸部補整具、エピテーゼ購入費等助成申請名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	がん患者ウィッグ及び胸部補整具、エピテーゼ購入費等助成費給付のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6口座番号	
記録範囲	ウィッグを購入及びレンタルまたは胸部補整具、エピテーゼを購入した者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	免疫消失児等任意予防接種費助成名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	骨髄移植や小児がんの治療による免疫消失児等の任意予防接種費給付のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6口座番号	
記録範囲	骨髄移植や小児がんの治療により、免疫が低下、または消失し医師から再度予防接種を受ける必要があると判断された20歳未満の者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	若年がん患者在宅療養費助成名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	若年がん患者在宅療養費給付のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6口座番号	
記録範囲	在宅の40歳未満の者であり、がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）に罹患している者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	初回産科受診費助成名簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	低所得妊婦の初回産科受診費給付のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6口座番号	
記録範囲	市民税非課税世帯に属する妊婦	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	こころの健康相談	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康推進部健康増進課 電話番号 0476-27-1111	
個人情報ファイルの利用目的	相談者の相談経緯や内容・今後の方針を記録するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7家庭生活の状況、9健康状態、10病的歴、11障害、12特徴	
記録範囲	こころの健康相談予約者とその家族	
記録情報の収集方法	本人、家族からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		